

# ドーズコレクタ規約

ドーズコレクタの申込みの契約内容条件などは、次に示す規約によりますので、必ずご一読くださるようお願いいたします。

## 第 1 条 (ドーズコレクタ)

ドーズコレクタとは、日本空調サービス株式会社（以下、「乙」という。）が開発した積算型放射線量測定器（以下、「測定器」という。）をお客様（法人にあっては、代表者として。以下、「甲」という。）に貸与し、放射線施設などを対象とした環境放射線量を測定するサービスのことをいいます。

## 第 2 条 (総則)

本規約は、乙と甲との間で実施される、ドーズコレクタについて適用されます。

- 本規約は、甲乙間に代理店が介在した場合にも適用されます。
- 乙は、第 1 項にかかわらずこの規約の趣旨、及び法令に反しない範囲で特別契約に応じることができます。

## 第 3 条 (契約)

契約は、甲が希望する初回の測定開始月から、1 年の契約期間を基本とし、6 ヶ月毎に 1 回（1 年に 2 回）の測定を行います。

- ドーズコレクタの継続は、契約期間の最終日の 1 ヶ月前までに別段の申し出がない場合は、自動的に継続が成立したものとし、以後もこれを繰り返します。

## 第 4 条 (測定値)

乙が測定する環境放射線量の測定値とは、1 cm線量当量になります。

## 第 5 条 (運用)

乙は甲よりドーズコレクタの申込みを受けたときは、申込み内容に従って甲に対して測定器を一定期間（ドーズコレクタ送付案内に記載の設置予定日～回収予定日とします。以下、「設置期間」という。）貸与・送付し、甲はそれを設置期間の間、所定の場所に設置し、回収後、測定器を乙へ返却します。乙は返送された測定器を速やかに測定して測定値を求め、甲に報告書を提出することを基本とします。

- 甲は測定器を正しく運用したことを確認するための確認票を乙に提出するものとします。乙は甲より提出された確認票により、測定器が正しく運用されたものとして、測定結果を評価し、報告書を提出するものとします。
- 乙は、甲が測定器を正しく利用できるように取扱説明などを提示するものとし、その内容を変更した場合も速やかに甲に通知することとします。
- 乙は甲に貸与した全ての測定器の返却が無い場合（設置予定日から 4 ヶ月経過しても返却されない場合）は、次回以降の測定器の貸与は行わないこととします。ただし、甲が第 8 条に定める弁済義務を果たした場合はこの限りではありません。

## 第 6 条 (測定値の承認)

乙は、貸与した測定器が正しく使用されたことを確認するために甲から提出された確認票により、測定結果を評価し、報告書を作成しますが、測定結果が甲の作業環境などの実情を検討して妥当であるかどうかの評価と、測定結果の最終的な承認は甲が行うこととします。

- 甲が測定結果を承認できない場合は、速やかにその旨を乙に連絡したうえで、測定結果を無効とすることができます。またそのような連絡がない場合は、甲が測定結果を承認したものとします。

## 第 7 条 (運用者の決定)

甲はドーズコレクタの申込みの際し、運用者を定め、正しく運用できるように努めることとします。

## 第 8 条 (弁済義務)

甲の責に帰すべき事由により、乙より貸与を受けた物品を紛失（設置予定日から 4 ヶ月経過した場合を、紛失とみなす）・破損した場合、甲は乙に対し代替物品または対価をもって弁済する義務を負います。

## 第 9 条 (解約)

甲は特別な定めがない限り、契約期間中といえども 1 ヶ月間の予告期間において、ドーズコレクタの一部または全部を解約することができます。但し、すでに乙から甲に測定器が貸与された場合は解約することができません。

## 第 10 条 (担保責任)

乙は甲に対して貸与する測定器が正常な機能を有していることを担保し、この測定器が甲に正しく使用されたときの測定について担保します。

## 第 11 条 (測定料金の支払い)

甲は、乙より貸与された測定器を受領したとき、乙に測定料金を支払うことを基本とします。

- 次の各号に示す甲の都合に起因する事由により、測定値が求められないような場合についても、甲は乙に測定料金を支払うものとします。

- ① 甲の都合により任意に使用しなかった場合
- ② 乙より甲に貸与した測定器が設置予定日から 4 ヶ月経過しても返却されない場合
- ③ 測定器を正しく使用していないなどの甲に起因する事由で、測定値を求めることができない場合

- 甲の都合により実施する再測定についても、甲は乙に指定された測定料金を支払うものとします。

## 第 12 条 (解除)

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙はドーズコレクタ契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し未払いの測定料金、その他の債務全額を直ちに支払い、かつ乙に損害がある時はこれを賠償することとします。

- ① 測定料金の支払いを遅延し、または本規約の各条項に違反した場合
- ② 支払いを停止し、または手形、小切手を不渡りにした場合
- ③ 事業を休廃止し、または解散した場合

## 第 13 条 (秘密保持)

乙はドーズコレクタを通じて知り得た甲の情報について、第三者に漏洩することはできません。ただし、甲を特定するような情報を一切除いた、測定結果などを統計資料として公表することは可能とします。

## 第 14 条 (消費税などの負担)

甲は、乙に対し測定料金に対する消費税法の所定の税率による消費税額を、測定料金に付加して支払うものとします。

## 第 15 条 (特約事項)

ドーズコレクタについて別途書面により特約した場合は、その契約と一体となり、ドーズコレクタ契約を補完、修正することを認めます。

## 第 16 条 (裁判管轄)

本契約についての紛争は誠意をもって解決を図ることとしますが、訴訟を必要とした場合は、乙の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第 17 条 (規約の変更)

乙は甲の了承無く、本規約の変更を行うことがあります。乙が甲に対して変更通知後、ドーズコレクタを利用された場合には、変更事項を承認されたものとします。

## 第 18 条 (再測定)

甲が測定器を紛失などした場合、基本的に再測定は実施しませんが、甲より特段の申し入れがある場合は、再測定を実施します。その際、第 11 条第 3 項に従い、甲は乙に指定された測定料金を支払うものとします。

## 第 19 条 (測定値の信頼性確保)

測定値の信頼性確保は、乙の責任により該当する規格などに則り確保する必要があります。甲からの要請がある場合は速やかに該当資料などを提出するものとします。